

ATMによる通帳入金の全国ネット対応等に伴うカード規定等の一部改正について

J Aバンク香川では、ATMによる通帳入金が全国の提携組合で対応できるようになることから、カード規定およびICカード規定を一部改正します。

また、クレジット機能を定めた会員規約名称にかかる記載内容を修正するため、J Aカード(一体型) 規定を一部改正します。

詳細につきましては、以下の改正内容(新旧対照表)をご覧ください。

【カード規定】【ICカード規定】

(改正後)	(改正前)
<p>1. (カードの利用)</p> <p>(省略)</p> <p>① (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 当組合、<u>(削除)</u> 提携組合および当組合が振込業務について提携した金融機関等の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。)を使用してカードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合</p> <p>④ (省略)</p> <p>⑤ (省略)</p> <p>2. (貯金機による入金)</p> <p>(1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に従って、貯金機にカード、または通帳(当組合および<u>(削除)</u> 提携組合に限ります。)を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>3. ~17. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;"><u>(2019年11月1日現在)</u></p>	<p>1. (カードの利用)</p> <p>(省略)</p> <p>① (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 当組合、<u>一部の</u>提携組合および当組合が振込業務について提携した金融機関等の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。)を使用してカードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合</p> <p>④ (省略)</p> <p>⑤ (省略)</p> <p>2. (貯金機による入金)</p> <p>(1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に従って、貯金機にカード、または通帳(当組合および<u>県内の</u>提携組合に限ります。)を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>3. ~17. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;"><u>(追加)</u></p>

【JAカード（一体型）規定】

(改正後)	(改正前)
<p>1. ～ 3. (省略)</p> <p>4. (有効期限)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 当社がクレジットカード機能の提供を承認しなかった場合には、当組合が「ICカード規定」および「<u>デビットカード取引規定</u>」により発行されるICキャッシュカード（以下、「ICキャッシュカード」といいます。）を発行し貸与するものとします。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>5. ～ 6. (省略)</p> <p>7. (JAカード（一体型）の機能分離等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>① JAカード（一体型）のICキャッシュカード機能とクレジットカード機能を分離し、ICキャッシュカードと「<u>NICOSカード会員規約</u>、<u>JAカード会員特約</u>、<u>JAカード「個人情報</u> <u>の取扱いに関する特約</u>」、<u>ロードアシスタンスサービス規定</u>」により定められたクレジットカード機能のみを有するJAカード（以下、「JAカード」といいます。）それぞれの発行を希望する場合</p> <p>②～⑦ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>8. ～14. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(2019年11月1日現在)</u></p>	<p>1. ～ 3. (省略)</p> <p>4. (有効期限)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 当社がクレジットカード機能の提供を承認しなかった場合には、当組合が「ICカード規定」<u>(追加)</u>により発行されるICキャッシュカード（以下、「ICキャッシュカード」といいます。）を発行し貸与するものとします。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>5. ～ 6. (省略)</p> <p>7. (JAカード（一体型）の機能分離等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>① JAカード（一体型）のICキャッシュカード機能とクレジットカード機能を分離し、ICキャッシュカードと「<u>JAカード会員規約</u>」により定められたクレジットカード機能のみを有するJAカード（以下、「JAカード」といいます。）それぞれの発行を希望する場合</p> <p>②～⑦ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>8. ～14. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(追加)</u></p>

【実施日】

この規定は2019年11月1日から実施する。